

様式第3号の2（第7条関係）

審 議 経 過

市長	4. 市内の空き家の状況 事務局から説明があったが、意見、質問等ないか。 特定空家等除却事業費補助金について説明があったが、補助率、補助額ともに高くなっており、このような制度により、できるだけ所有者による解体を促進していることを理解ください。 空き家情報バンクについても、建築士や不動産事業者やそれぞれの団体の協力により、新規登録数や成約数が県内トップになっている。
市長	5. 協議事項 （1）副会長の選任 協議会規則第2条第2項に「副会長は委員の互選により定める」となっている。 立候補又は推薦はないか。 立候補又は推薦がないようだが、これまでの協議会では、副会長の選任はどのようにしていたか。
事務局	前は、委員から立候補や推薦がなかったため、事務局から、区長会連合会の代表の方を提案し、委員で決定している。
市長	それでは、今回も、区長会連合会の田中彰委員、副会長をお願いできるか。
田中委員	承諾。
市長	委員の皆さんよろしいか。
委員	よい。
市長	（2）特定空家等の措置について 事務局から説明があったが、意見、質問等ないか。 伊万里市としては略式代執行は初めてになる。
委員	現地測量の面積と登記面積が大分違うが、所有者の特定は間違いないのか。
事務局	■■■■番地の登記名義人の家督相続人から昭和34年頃の写真の提出があり、写真の建物は全て売却したと申出があったこと、現在ある平屋建て建物は写真に写っておらず、現在ある平屋建て建物は■■■■番地の登記建物ではないことが分かったこと、■■■■番地の登記名義人が空き家に関するアンケートで自身が当該空き家の所有者であると記載していること、また、固定資産税の納税義務者となっていること、これらから、■■■■番地の登記名義人が当該建物の所有者であると特定している。
市長	よろしいか。
市長	ほかに意見、質問等ないか。

* 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

市長	それでは、地域の皆さん、専門家の皆さんの意見を踏まえた上で、特定空家等の略式代執行を進めてよろしいか。
委員	よい。
市長	事務局から今後の予定の説明をしてください。
事務局	今回の決定を受け、解体の設計、解体工事を発注し、令和8年2月中旬には解体を終了し代執行終了宣言を行う計画である。
市長	意見、質問等ないか。
市長	皆さんの意見を受けた上で9月議会で予算化し、略式代執行を行うこととなる。
市長	協議は終わるが、意見、質問等ないか。
委員	なし